

「鳥取市農林水産業振興プラン（案）」市民政策コメントに対する市の考え方

・実施期間：令和8年1月26日（月）から令和8年2月16日（月）まで

・意見応募者数：1名、意見総数：5件

No	意見要旨	市の考え方
1	農業委員会等に関する法律第38条に基づき鳥取市農業委員会から提出された意見書を最大限尊重し、プラン作成に当たり整合を図ること。	本市では、毎年、鳥取市農業委員会から農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についてご意見を頂戴しながら、遊休農地対策の強化、担い手の確保・育成、効率的な利用調整等について、農業委員会と連携し事業を推進しているところです。プラン作成にあたっては、これまで農業委員会からいただいていた意見も参考にしています。
2	既存の農家の収支を改善し負担を軽減する施策を進め、農家と農業を守ることに力点を置くべき。あわせて、食料安全保障の観点から、困難な状況の中で営農を継続している農家に対する直接支払いの制度を検討すべきと考える。さらに、受け手の農業事業者の存続と、万一廃業に至った場合の対応も確立すべきである。	農業経営体の営農継続に係る課題に対するご意見として承ります。
3	農道や用水路などの施設は設置から50年以上経過したものも多く、老朽化による破損や不具合、現在の車両や大型機械に対応していないものが目立ち、適正な管理と更新が急がれるが、大規模な修繕や更新は高額で、地域負担が過大となったり、地域コミュニティの弱体化で日常管理が困難な場合もある。 農家の負担軽減の観点からも、公共物の維持管理や更新は市町村の責任で迅速に行う必要がある。	本市においては、昭和50年代に多くの地区では場整備が行われ、農道や水路等農業用施設が整備されました。 しかし、近年、これらの施設の老朽化が顕著になっています。今後は、施設の破損等への対策および、大型農業機械への対応を行うため計画的な修繕・改修を進めていく必要があります。 農業用施設の利用によって利益を受ける農業者の方には、施設の日常管理や、修繕、改修の一部費用負担についてご理解いただきたいと考えています。
4	スマート農機や先進技術の導入は小規模農家等にはコストがかかることから、これらを保有し運用する組織の設立を支援し、作業受託を進めることで、作業の大規模化と効率化、各農業者の負担軽減につなげることができる。また、これらの組織への水路や農道の点検や維持管理を委託することもできることから、ぜひ取り組みを進めてほしい。	本プランでは、集落営農組織の育成・広域化や、スマート農業人材の育成、ご提案の農業支援サービス組織など多様な人材や企業参入を促進し、新たな担い手の確保・育成に努めることで農業・農村の維持活性化を目指します。
5	①有害鳥獣の問題は個々の農家や山間地の集落だけの問題ではなく、地域社会と生態系に影響する環境問題としてとらえるべきであり、ゾーニングにより鳥獣の生息区域を区画し、動物の個体数を適正な規模に調整するための具体的な対策を講じるべきである。 ②鹿やイノシシの侵入防止柵は、個々の農地を囲むという発想を転換し、生息域の産地を囲む堅固な防護柵を行政の責任で設置し管理していく必要がある。	①については、ご意見として野生鳥獣の保護・管理を所管する鳥取県へ情報提供させていただきます。 ②について、野生鳥獣による農林業への被害を防止していくためには、効率的な侵入防止柵の設置、耕作放棄地の解消、人里と鳥獣との緩衝帯の整備など、日常的な維持管理が重要であり、ご意見の内容も含め、地域の対策協議会、関係事業者、狩猟者等による地域ぐるみでの対策を推進することが必要であると考えています。